

姫路市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、罹災証明書等の交付（火災に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。次号において「認定基準」という。）に規定する現実に居住のため使用している建物
- (2) 非住家 認定基準に規定する住家以外の建物
- (3) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

(罹災証明書等の種類)

第3条 罹災証明書等の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 罹災証明書 災害により被害を受けた住家について、被害状況の調査に基づき、被害の程度を証明するものとして、災害対策基本法第90条の2第1項の規定により交付するもの
- (2) 罹災届出証明書 災害により被害を受けた非住家又は動産について、その罹災状況を市長に届け出た事実を証明するもの

2 罹災証明書及び罹災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）には、災害による被害額は証明しないものとする。

(罹災証明書等の交付申請)

第4条 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明書交付申請書又は罹災届出証明書交付申請書に、災害とその被害との因果関係及び被害の状況が分かる写真、資料等の必要書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が現地調査により被害の程度を確認している場合その他

市長が特別な事由があると認めた場合は、必要書類の添付を省略することができる。

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請は、災害により被害を受けた日から3月以内（以下この条において「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。この場合において、市長は、災害の規模に応じて申請期間を延長することができるものとし、申請期間を延長するときは、速やかに市民へ周知するものとする。

(被害の調査)

第6条 市長は、罹災証明書の交付申請があったときは、申請内容に基づき、必要な調査を遅滞なく実施するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、調査を省略することができる。

(被害の程度の認定基準)

第7条 被害の程度の認定基準については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月内閣府（防災担当））その他国が定める基準によるものとする。

(罹災証明書等の交付)

第8条 市長は、罹災証明書交付申請書又は罹災届出証明書交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、罹災証明書等を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、罹災証明書等の様式がその提出先において特に定められているときは、当該様式への証明をもって罹災証明書等の交付に代えることができる。

(再調査)

第9条 前条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、罹災証明に係る再調査申請書を提出することにより再調査を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があり、申請の理由が適当であると認めたときは、必要に応じて被害状況等の再調査を行い、適当と認められる場合は、新たに罹災証明書を申請者に交付するものとする。

(手数料)

第10条 罹災証明書等に関する証明手数料は、姫路市手数料徴収条例（平成12年

条例第 2 号) 第 6 条第 4 号の規定により徴収しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 2 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に生じた災害に対する罹災証明書等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 3 月 2 8 日要綱)

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 8 日から施行する。